

【住宅用家屋の新築工事等が完了していない場合】

## 確 約 書

私は、現在〔建築・増改築〕中である下記1の住宅用家屋の完成後、遅滞なく居住の用に供します。  
また、下記1の住宅用家屋を居住の用に供したときに、遅滞なく下記3に掲げる書類を所轄税務署長へ提出することを約します。

### 記

1 所在地 \_\_\_\_\_

2 居住の用に供する予定時期 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 提出書類（提出する書類に  をする。）

〈新築・増改築等共通〉

1の住宅用家屋等の登記事項証明書（家屋とともにその敷地を取得した場合を含む。）

〈新築〉

省エネ等住宅の場合、次に掲げるいずれかの書類

① 住宅性能証明書

② 建設住宅性能評価書の写し

③ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書（又は写し）

④ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び認定長期優良住宅建築証明書

⑤ 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書（又は写し）

⑥ 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し及び認定低炭素住宅建築証明書

〈増改築等〉

確認済証の写し、検査済証の写し又は増改築等工事証明書

増改築等工事証明書及びリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約を証する書類（給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替の場合）

増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類（増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの又はその写し）

省エネ等住宅の場合、次に掲げるいずれかの書類

① 住宅性能証明書

② 建設住宅性能評価書の写し

③ 増改築等工事証明書（増改築等をした家屋が省エネ等住宅であるものにつき、証明されたものに限る）

以上

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 税 務 署 長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_